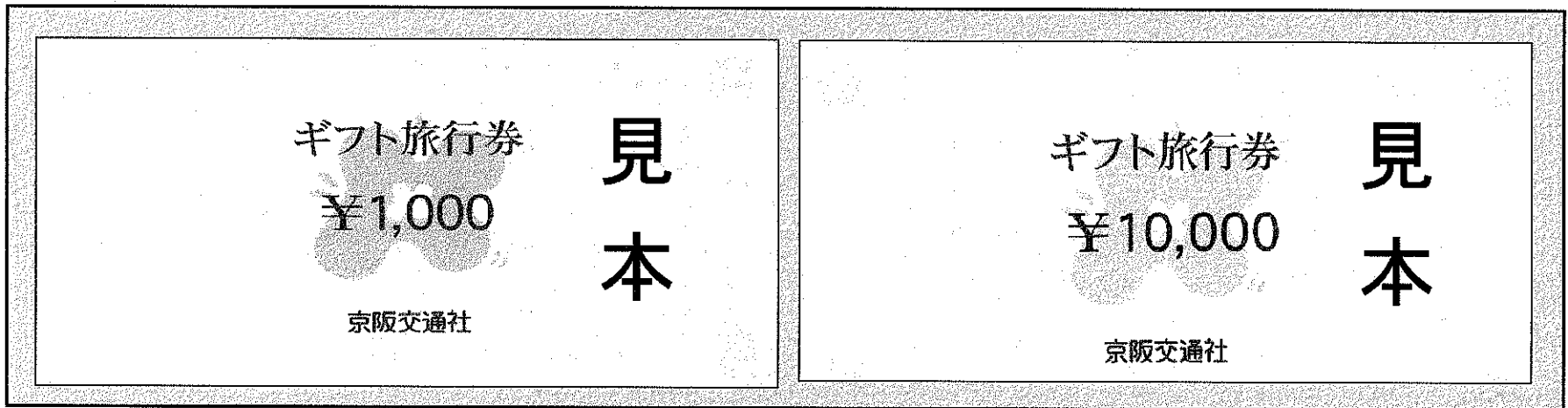


京阪交通社「ギフト旅行券」をお持ちのお客様へ

～資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のお知らせ～

株式会社京阪交通社発行「ギフト旅行券」は、本年6月30日(木)をもって取扱店での商品・サービスとの引き換えを終了させていただきました。これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項および前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定の基づき払戻し手続きを行います。未使用の「ギフト旅行券」をお持ちのお客様は、期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

払戻し対象となる「ギフト旅行券」(1000円券・5000円券・10000円)



I 払戻しのお申し出期間

平成23年7月1日(金)から平成23年9月10日(土)

*払戻しのお申し出期間にお申し出いただけない場合は、本払戻しの手続きから除斥されます。

II お申し出方法と払戻しの方法

①持参の場合

1. 下記持参受付先の営業時間内に、直接持参の上、窓口において「払戻し申請書」に必要事項をご記入いただければ、現金で払戻しいたします。
2. この場合には必ず、「払戻し対象ギフト旅行券」と「ご印鑑」をご持参ください。「払戻し申請書」を置いてある取扱店

JTB 京阪トラベル

大阪、淀屋橋、京橋、守口、寝屋川、香里園、枚方、樟葉、丹波橋、京都の各営業所

②郵送の場合(当日消印有効)

1. お問い合わせ先にお電話にて、お名前・ご住所・電話番号をお知らせいただきましたら、「払戻し申請書」と返信用封筒(簡易書留)をお送りいたします。(郵便費用弊社負担)
2. 「払戻し申請書」に必要事項をご記入いただき、お手持ちの「ギフト旅行券」を必ず同封の上、ご返送ください。ご指定の金融機関口座に振込みいたします。(振込手数料弊社負担)

III 払戻しができない場合

- ①使用済みの場合
- ②偽造または変造されている場合
- ③破損により証票番号の照合ができない場合
- ④3分の1以上が滅失している場合

京阪交通社発行「ギフト旅行券」払戻しに関するお問い合わせ・郵送先

京阪交通社(本社)

〒540-0008
大阪府中央区大手前1-7-24(京阪天満橋ビル3F)
<http://www.kei5.co.jp/>

受付時間 9:00~17:45(平日のみ) **0120-489-321**(フリーダイヤル)